

タクシー事業の現状と
タクシー「サービス向上」「安心利用」
推進法について



国土交通省

旭川運輸支局

目次

1. タクシー事業の現状について

- 全国のタクシー事業の規模・・・・・・・・・・ 1
- 交通系産業の営業収入比較・・・・・・・・・・ 2
- タクシー事業の現状（法人事業者データ）・ 3
- タクシー事業の現状（個人事業者データ）・ 4
- タクシー運転者と全産業労働者の年間所得等の推移（男性）・・・・・・・・・・ 5
- 走行1億キロ当たりの事故件数の推移・・・・ 6
- タクシー事業に関する法律①（規制緩和後の道路運送法）・・・・・・・・ 7
- タクシー事業に関する法律②（タクシー業務適正化特別措置法）・・・・・・・・ 8
- タクシー事業に関する法律③（タクシー適正化・活性化法特別措置法）・・・・ 9
- 特定地域の指定要件・・・・・・・・・・ 10
- 特定地域一覧・・・・・・・・・・ 11
- 特措法施行後の供給量の削減状況・・・・・・・・ 12
- 特措法施行後の下限割れ運賃状況（法人）・ 13

2. タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法について

- タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法による制度変更のポイント・・・・・・・・ 15
- 特定地域と準特定地域において講じられる措置・・・・・・・・・・ 16
- 協議会ガイドラインのイメージ（案）・・・・ 17
- 特定地域計画・事業者計画について・・・・ 19
- 供給輸送力の削減に関する独占禁止法の適用関係・・・・・・・・・・ 20
- 営業方法の制限による供給輸送力の削減勧告・命令について・・・・・・・・・・ 21
- 公定幅運賃制度について・・・・・・・・・・ 22
- 運賃に関する独占禁止法の適用関係・・・・ 23
- その他改正事項について・・・・・・・・・・ 24
- タクシー業務適正化特別措置法の改正・・・・ 25
- 道路運送法の改正について・・・・・・・・・・ 26
- 附帯決議について・・・・・・・・・・ 27
- タクシー事業の活性化に向けた取組み・・・・ 30



1. タクシー事業の現状について

全国のタクシー事業の規模

- ・車両台数 233,972両
- ・輸送人員 16億1,276万人
- ・営業収入 1兆6,825億円



○法人タクシー

- 事業者数 6,572者
- 車両台数 194,666両
- 運転者数 328,711名
- 輸送人員 15億1,573万人
- 営業収入 1兆5,429億円

○個人タクシー

- 事業者数 39,306事業者
- 車両台数 39,306両
- 輸送人員 9,703万人
- 営業収入 1,396億円

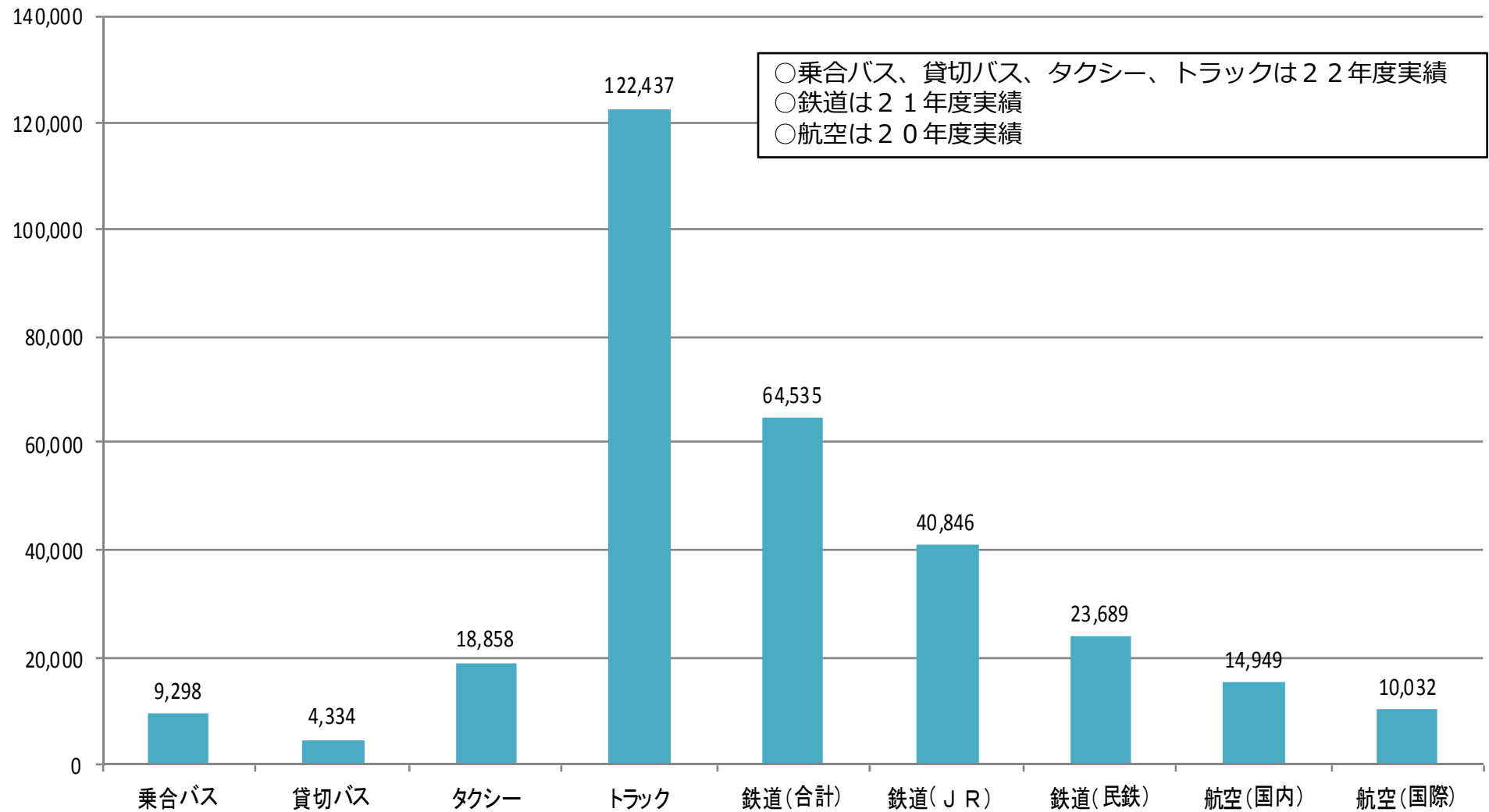
平成25年3月31日現在

国土交通省調べ ※ハイヤー及び福祉限定事業者を除く

交通系産業の営業収入比較

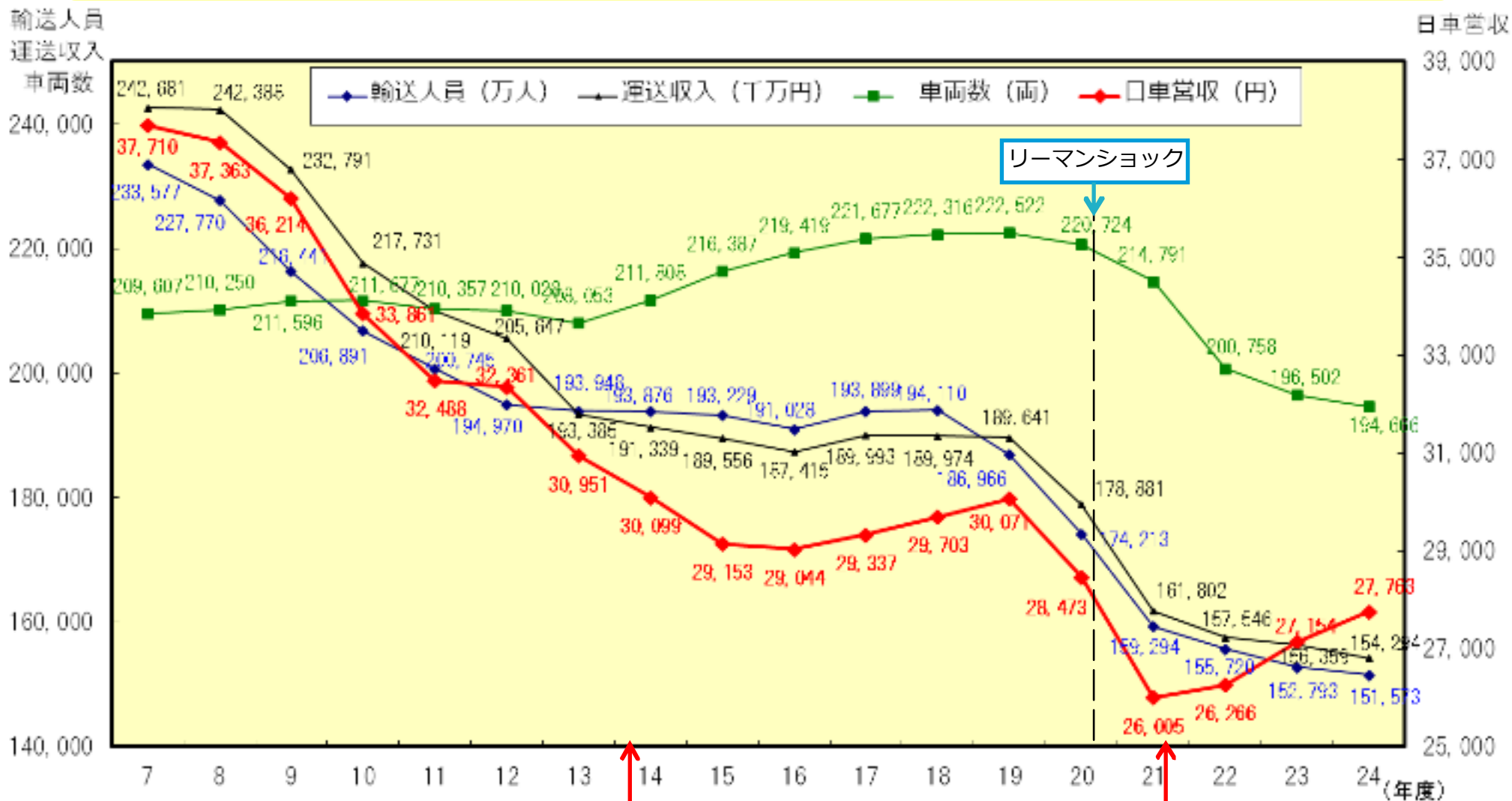
交通系産業の収入規模

(億円)



タクシー事業の現状（法人事業者データ）

- ・車両数は、平成14年2月の規制緩和以後増加傾向にあったが、20年度以降は減少傾向。
- ・輸送人員・運送収入については、景気の低迷等の影響を受けて、近年減少傾向。
- ・特定地域における適正化の取組み（減車）の結果、平成22年度以降日車営収が上昇。



※日車営収：実働1日1車当たりの運送収入

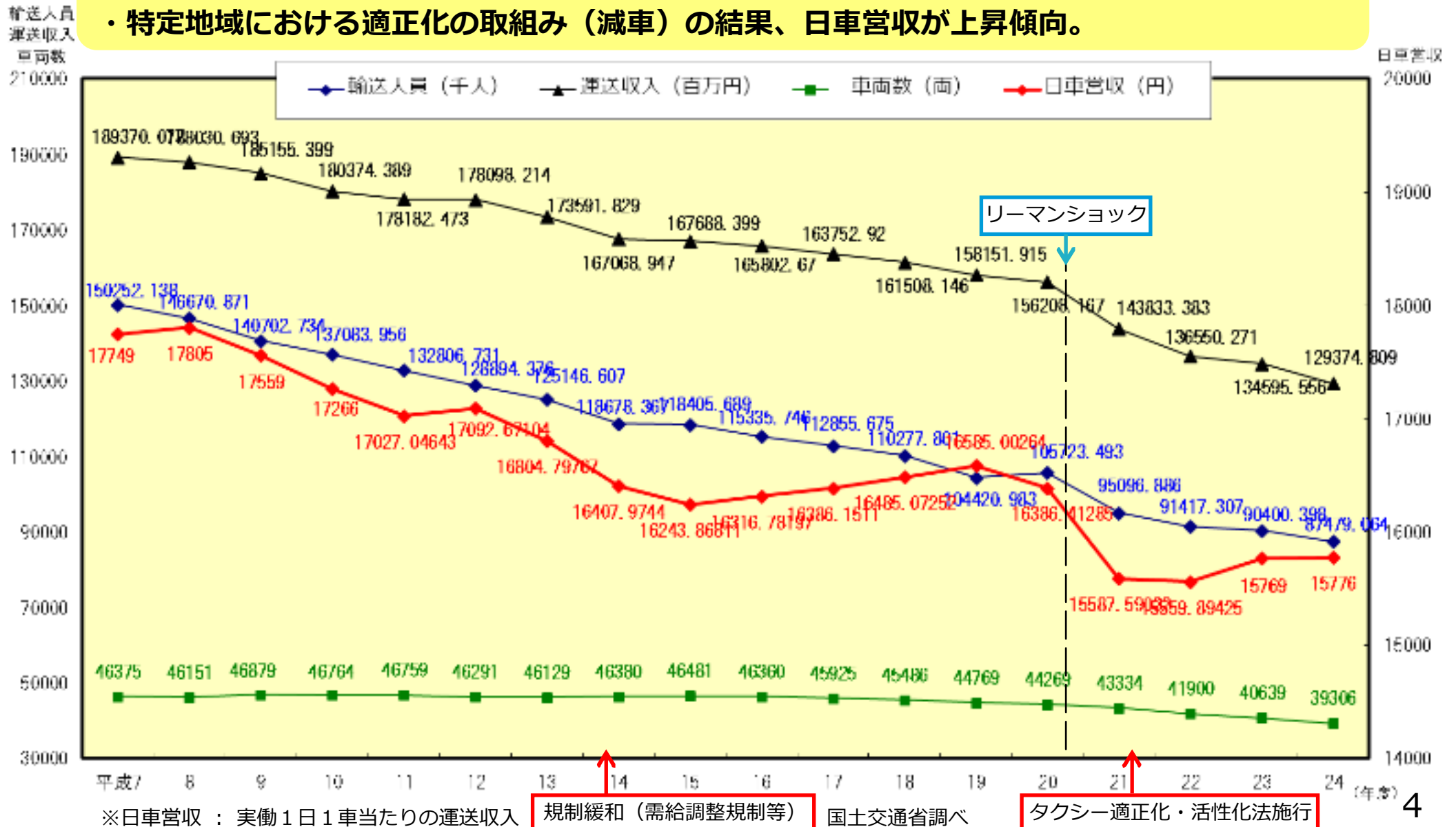
規制緩和（需給調整規制等）

国土交通省調べ

タクシー適正化・活性化法施行

タクシー事業の現状（個人事業者データ）

- ・車両数は、平成14年2月の規制緩和以後増加傾向にあったが、16年度以降は減少傾向。
- ・輸送人員・運送収入については、景気の低迷等の影響を受けて減少傾向。
- ・特定地域における適正化の取組み（減車）の結果、日車営収が上昇傾向。



※日車営収：実働1日1車当たりの運送収入

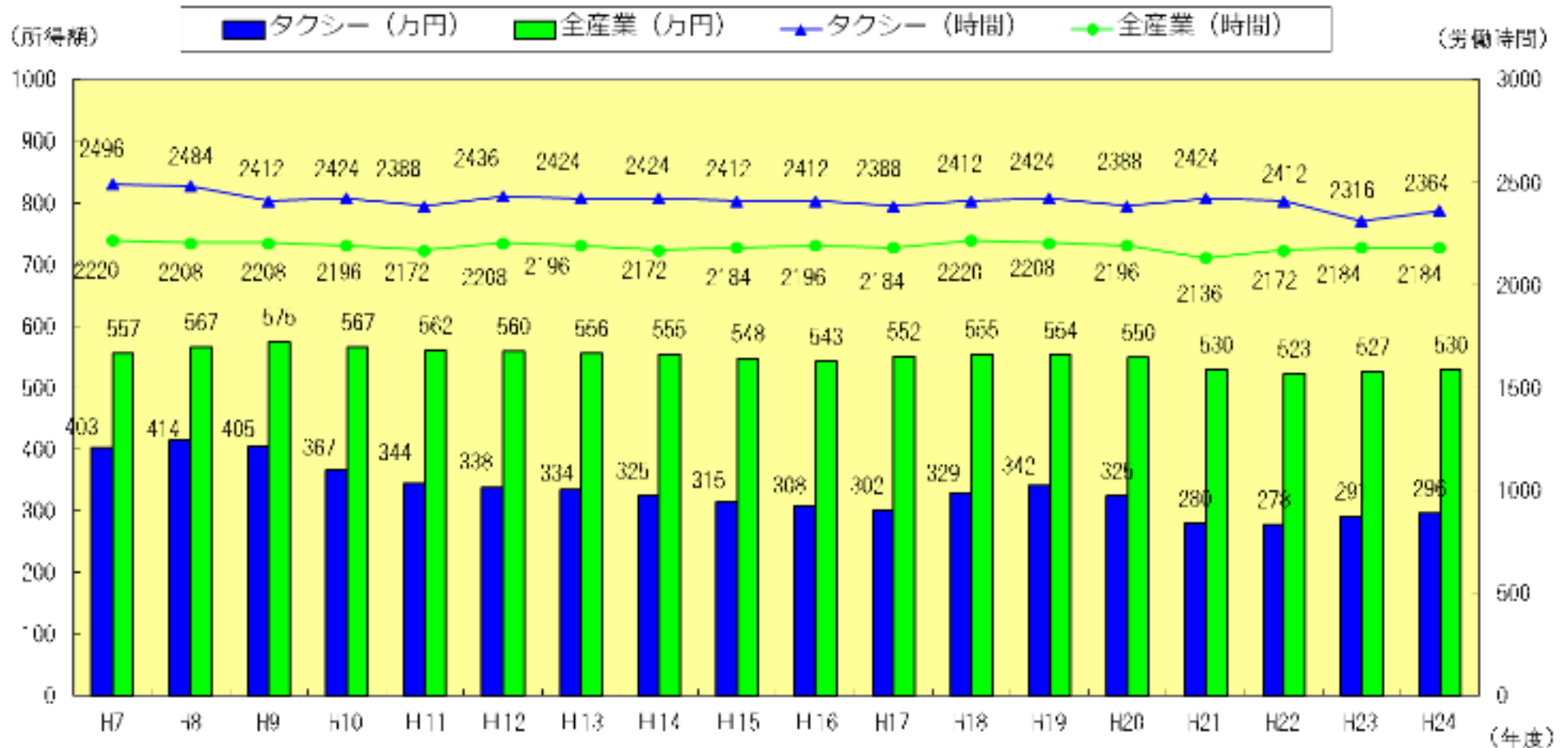
規制緩和（需給調整規制等）

国土交通省調べ

タクシー適正化・活性化法施行

タクシー運転者と全産業労働者の年間所得等の推移（男性）

タクシー運転者の年間所得は全産業平均の約半分であるが、労働時間は全産業平均よりも長い。



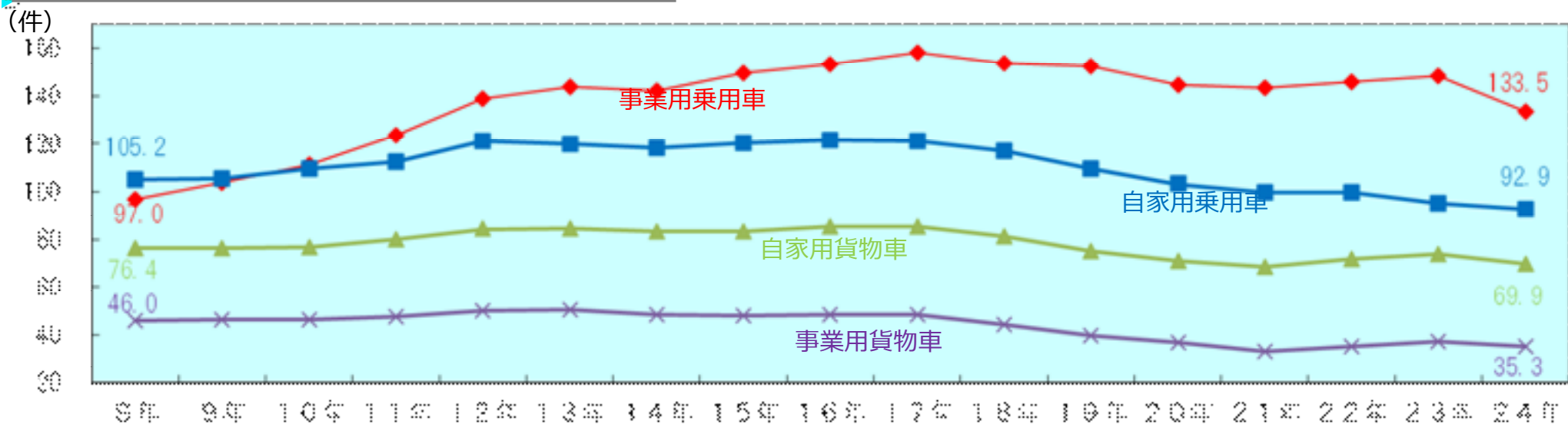
タクシー運転手と全労働者の平均年齢の推移

	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
タクシー	50.5	50.8	51.3	51.7	52.0	52.3	52.9	53.2	53.8	54.2	54.9	55.3	56.1	56.8	56.2	56.8	57.0	57.6
全産業	40.1	40.3	40.5	40.4	40.6	40.8	40.9	41.1	41.2	41.3	41.6	41.8	41.9	41.7	42.0	42.1	42.3	42.5

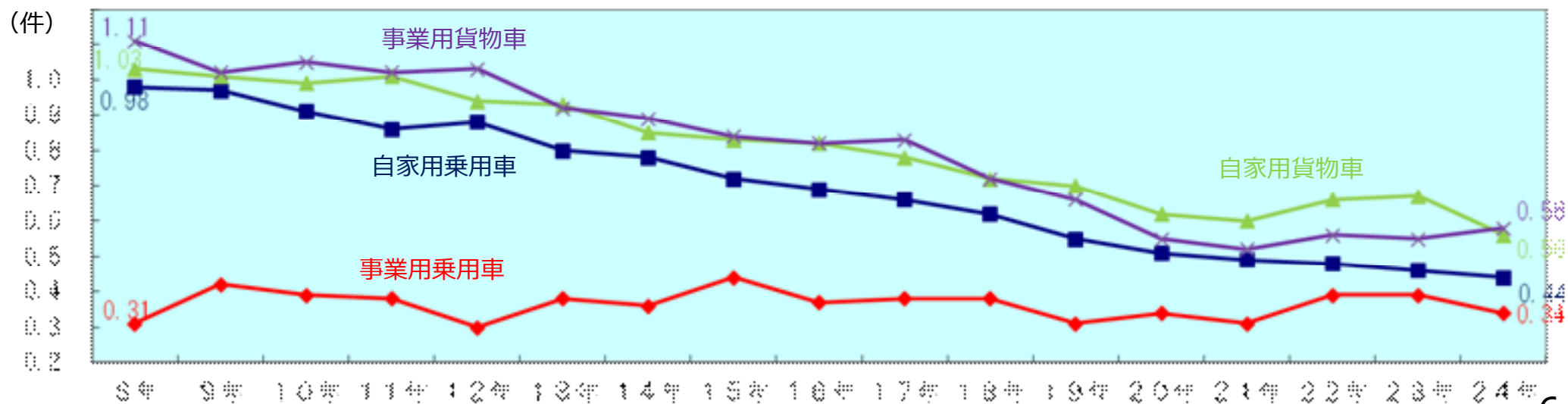
資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

走行1億キロ当たりの事故件数の推移（第一当事者）

走行1億キロ当たりの交通事故件数の推移



走行1億キロ当たりの死亡事故件数の推移



出典：「平成24年中の交通事故の発生状況（警察庁）より」

タクシー事業に関する法律①（規制緩和後の道路運送法（昭和26年法律第183号））

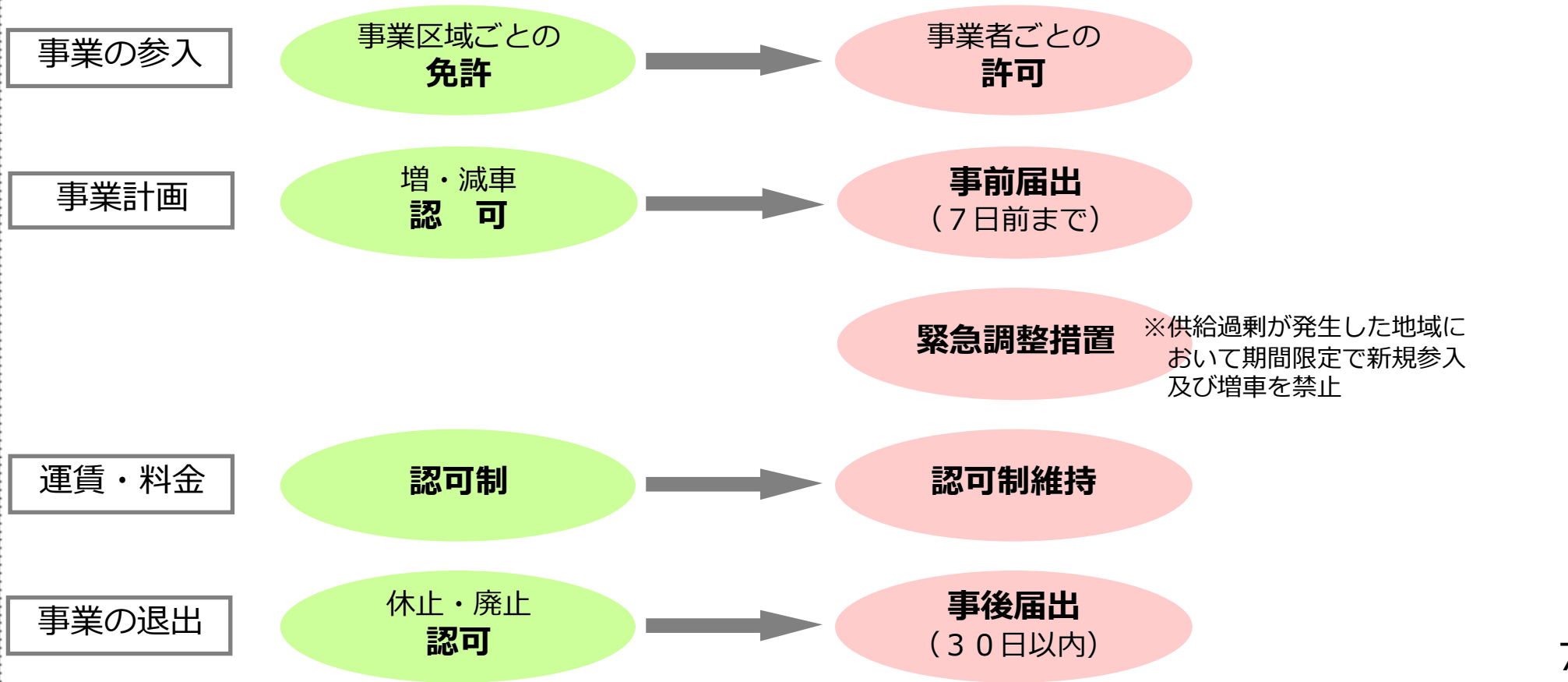
規制緩和の施行平成14年2月

経緯

平成8年12月、運輸省（当時）は、安全の確保、利用者保護等の必要最小限の規制を除いて旅客輸送サービスの供給を自由化することにより、事業者の創意工夫及び市場における公正な競争を通じた事業活動の活性化・効率化、サービスの質の向上を通じて、利用者の利便の増進を図るため、全運輸事業分野において需給調整規制を廃止することを決定。

これを受けて開催された運輸政策審議会の答申（平成11年4月）を踏まえ、平成12年5月にタクシーの需給調整規制の廃止を柱とする改正道路運送法が成立し、平成14年2月に同法が施行された。

規制緩和後の事業規制



タクシー事業に関する法律②（タクシー業務適正化特別措置法（「タク特法」）（昭和45年法律第75号））

昭和45年5月施行

タクシー業務適正化特別措置法の目的

タクシー業務について、**流し営業を中心とした大都市地域における乗車拒否、地理不案内等に対応**するため、**運転者登録**、街頭指導及び乗車禁止地域の指定等を実施

タクシー業務適正化特別措置法の一部改正（平成19年法律第87号・平成20年6月施行）

運転者登録制度について利用者利便の視点に加え、**安全性の視点を追加**し、同登録制度の導入地域を東京・大阪から**他の流し地域（政令指定都市等）に拡大**

タクシー業務適正化特別措置法に基づく指定地域及び特定指定地域

指定地域

大都市地域（政令指定都市クラス）において、**タクシー運転者登録を受けた者以外の乗務を禁止**

登録要件

第二種免許の保有、安全・利便に関する**講習の修了等**

指定状況

札幌地域、仙台地域、さいたま地域、千葉地域、東京地域、横浜地域、名古屋地域、京都地域、大阪地域、神戸地域、広島地域、北九州地域、福岡地域

特定指定地域

左記指定地域のうち、特に利用者の利便の確保を図る必要がある地域について、以下の措置を実施。

- ①**運転者に対する地理試験**
- ②**街頭指導、苦情処理等の実施**（タクシーセンターを設置運営）
- ③**乗車禁止地区の設定**（例：銀座）

指定状況

東京地域、大阪地域、横浜地域

特定地域における取組

特定地域の指定 (原則 3 年)

供給過剰の進行等により地域公共交通としての機能を発揮できていない地域 (全国 155 地域。平成 25 年 10 月 1 日現在。)

地域計画の作成

協議会にて地域の関係者 (※) が総合的・一体的に取組み、地域の実情に即した地域計画を作成。

(※) 地方運輸局長、関係地方公共団体長、地域住民、タクシー事業者・団体、タクシー運転者団体、その他 (学識経験者、警察庁、厚生労働省)

特定事業計画の作成・減車の推進

タクシー事業者が減車を含めた特定事業計画を作成し、実施。上記取組みを支援するため、新規参入・増車要件を厳格化。

運賃の適正化に向けた取組 ※衆議院における修正で追加

運賃料金の認可基準について、当分の間、

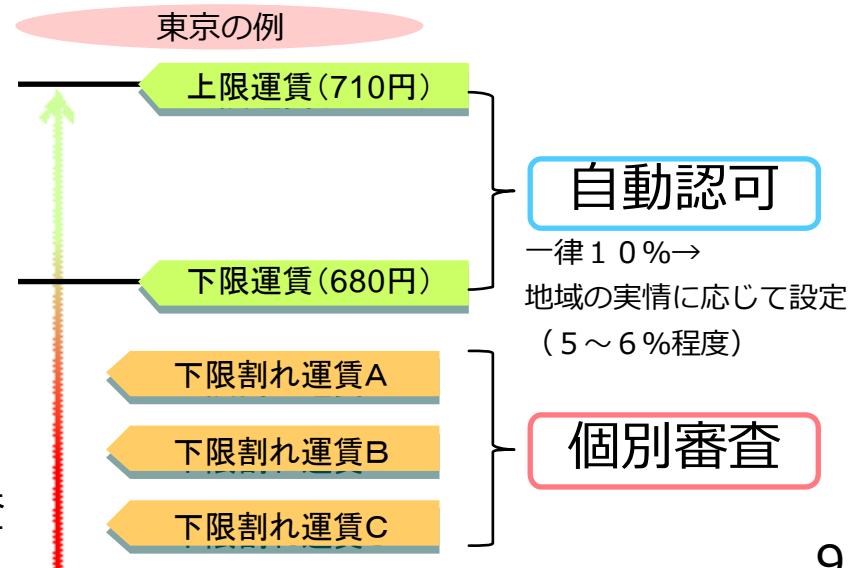
「適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないもの」



「適正な原価に適正な利潤を加えたもの」と読み替え。

これに基づき、

- ・自動認可運賃の幅を縮小
- ・自動認可運賃を下回る運賃 (下限割れ運賃) の厳正な審査を実施



特定地域の指定要件

特定地域の指定及び特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置の実施について（平成21年9月29日付け自動車交通局長通達）（抄）

国土交通大臣は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する営業区域を特定地域として指定するものとし、当該指定は告示により行うものとする。

(1) 人口10万人以上の都市を含む営業区域

①から③までのいずれかに該当するもの。

- ① 日車実車キロ又は日車営収が、平成13年度と比較して減少していること。
- ② 前5年間の事故件数が毎年度増加していること。
- ③ 前5年間の法令違反の件数が毎年度増加していること。

(2) 人口10万人以上の都市を含まない営業区域

①から③までのいずれかに該当するもの。

- ① 人口が概ね5万人以上の都市を含むこと。
- ② (イ)から(ハ)までのいずれかに該当すること。
 - (イ) 日車実車キロ又は日車営収が、平成13年度と比較して10%以上下回っていること。
 - (ロ) 前5年間の事故件数が毎年度増加していること。
 - (ハ) 前5年間の法令違反の件数が毎年度増加していること。
- ③ 当該営業区域を含む都道府県知事又は市町村長から、国土交通大臣に対して、当該地域を指定することについて要請があったこと。

特定地域一覽

運輸局等	都道府県	特定地域 (155地域)
北海道	北海道	札幌交通圏、小樽市、函館交通圏、旭川交通圏、 苫小牧交通圏、釧路交通圏、帯広交通圏、北見交通圏
	青森	青森交通圏、八戸交通圏、弘前交通圏
東北	岩手	盛岡交通圏、花巻交通圏、一関交通圏
	宮城	仙台市、石巻市
	福島	福島交通圏、郡山交通圏、会津交通圏、いわき市
	秋田	秋田交通圏
	山形	山形交通圏
関東	東京	特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏、 西多摩交通圏
	神奈川	京浜交通圏、県央交通圏、湘南交通圏、小田原交通圏
	千葉	京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏、北総交通圏、 市原交通圏、南房交通圏
	埼玉	県南中央交通圏、県南西部交通圏、県北交通圏、 ※県南東部交通圏
	群馬	東毛交通圏
	群馬及び 埼玉	中・西毛交通圏
	茨城	水戸県央交通圏、県南交通圏、県西交通圏、※県北交通圏
	栃木	宇都宮交通圏、県南交通圏、塩那交通圏
	山梨	甲府交通圏
	北陸 信越	新潟
富山		富山交通圏、高岡・氷見交通圏、※砺波市B・南砺市
石川		金沢交通圏、南加賀交通圏
長野		長野交通圏、松本交通圏、上田市A、飯田市A
中部	愛知	名古屋交通圏、知多交通圏、尾張北部交通圏、 尾張西部交通圏、西三河北部交通圏、西三河南部交通圏、 ※東三河南部交通圏
	静岡	静岡交通圏、富士・富士宮交通圏、沼津・三島交通圏、 磐田・掛川交通圏、藤枝・焼津交通圏、伊豆交通圏、 ※浜松交通圏
	岐阜	岐阜交通圏、大垣交通圏、高山交通圏、美濃・可児交通圏、 ※※東濃東部交通圏
	三重	津交通圏、松阪交通圏
	福井	福井交通圏、※※※武生交通圏

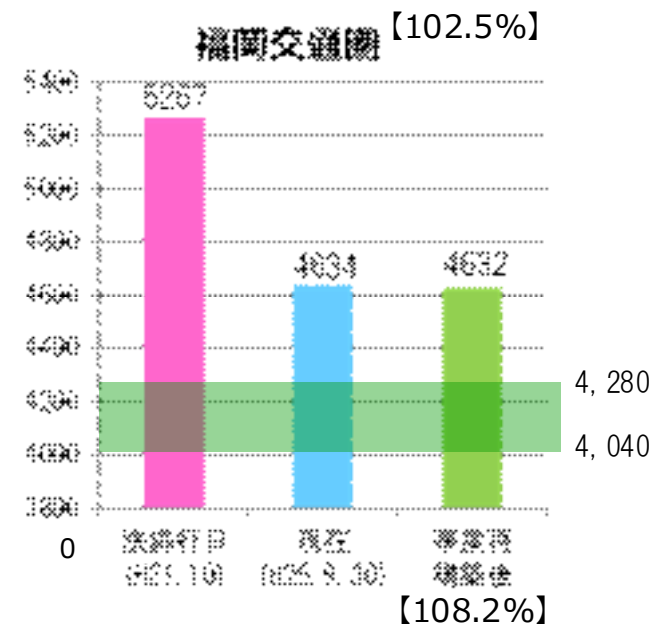
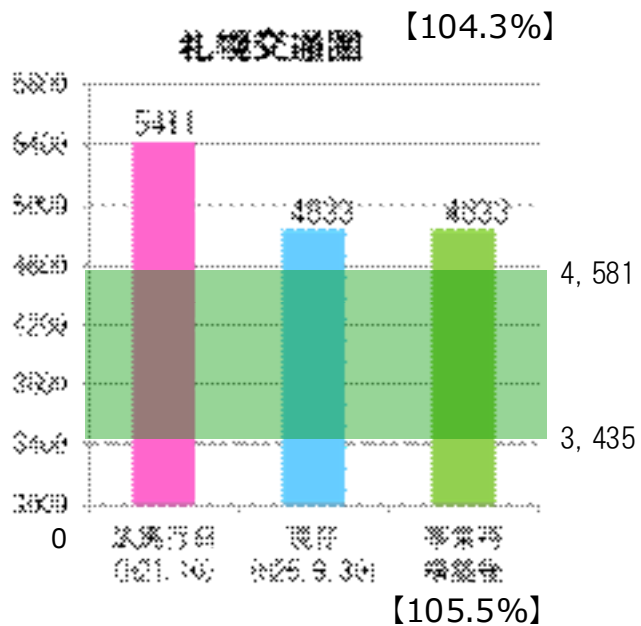
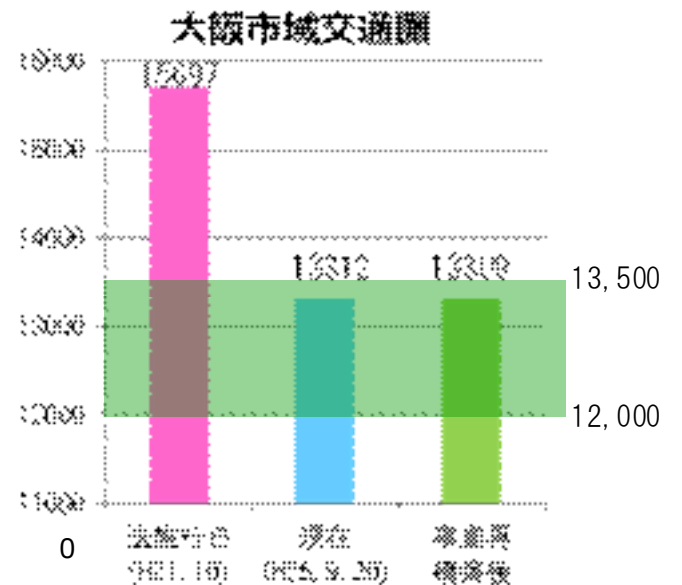
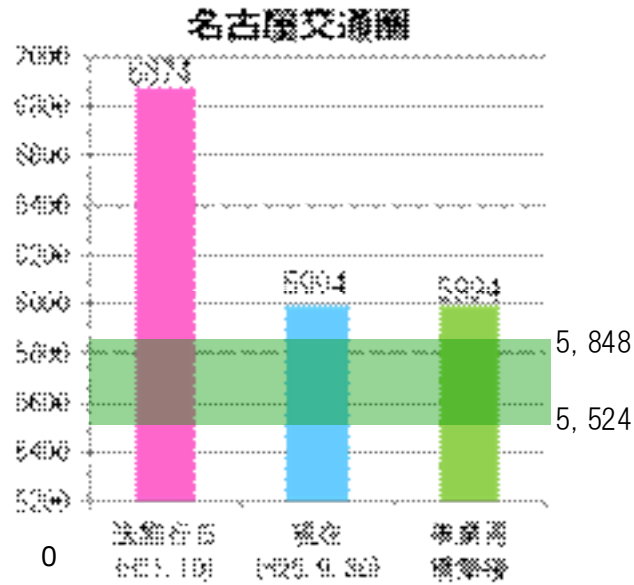
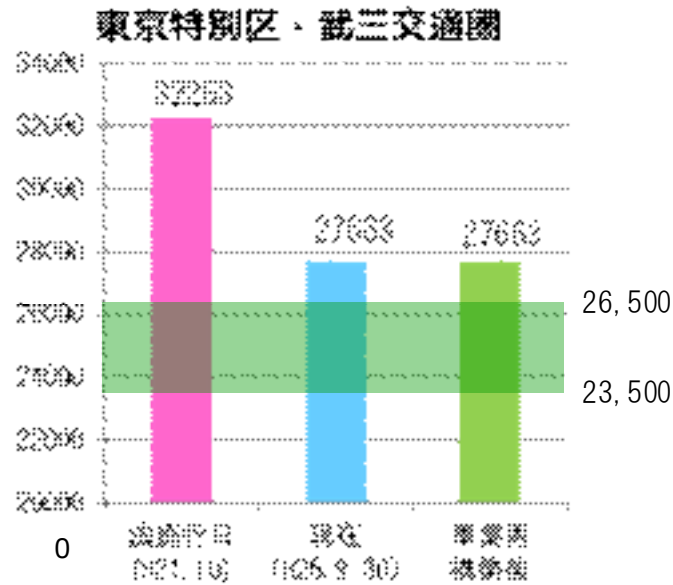
運輸局等	都道府県	特定地域 (155地域)
近畿	大阪	大阪市域交通圏、北摂交通圏、河北交通圏、河南B交通圏、 泉州交通圏、※河南交通圏
	京都	京都市域交通圏
	兵庫	神戸市域交通圏、姫路・西播磨交通圏、東播磨交通圏
	奈良	奈良市域交通圏、※生駒交通圏、※中部交通圏
	滋賀	大津市域交通圏、湖南交通圏、中部交通圏、湖東交通圏
	和歌山	和歌山市域交通圏
	中国	広島
鳥取		鳥取交通圏、米子交通圏、※倉吉交通圏
島根		松江市、出雲市
岡山		岡山市、倉敷交通圏、津山市
山口		下関市、宇部市、山口市、周南市、防府市、岩国交通圏
四国	香川	高松交通圏、中讃交通圏
	徳島	徳島交通圏
	愛媛	松山交通圏、東予交通圏、今治交通圏
	高知	高知交通圏
九州	福岡	福岡交通圏、北九州交通圏、筑豊交通圏、大牟田市、 久留米市
	佐賀	佐賀市、唐津市
	長崎	長崎交通圏、佐世保市、諫早市
	熊本	熊本交通圏、八代交通圏
	大分	大分市、別府市
	宮崎	宮崎交通圏、都城交通圏、延岡市
鹿児島	川薩交通圏、鹿屋交通圏、鹿児島空港交通圏、鹿児島市	
沖縄	沖縄	沖縄本島

(全国の営業区域の総数 640地域)

- ※ : 平成25年 4月 1日 指定地域
- ※※ : 平成25年10月 1日 指定地域
- ※※※ : 平成24年 4月 1日 指定地域
- 無印 : 平成24年10月 1日 指定地域

特措法施行後の供給量の削減状況（平成25年9月30日現在）

特措法施行後、地域によってばらつきはあるものの、減車が進んでいる。



※1 ■■■■■・・・特措法の附帯決議を踏まえ、需給調整を実施していた際の手法により算定し、協議会で示された適正車両数の上限と下限

※2 【 】内の数値は、「事業再構築後の台数÷適正車両数の上限 ×100」

特措法施行後の下限割れ運賃状況（法人）

特措法施行後、下限割れ運賃の認可を受けた事業者数は減少している。

地 区	H21.10.1	H25.10.1	減少数
北海道運輸局	89	43	△ 46
東北運輸局	231	36	△ 195
関東運輸局	167	19	△ 148
北陸信越運輸局	116	35	△ 81
中部運輸局	29	11	△ 18
近畿運輸局	174	85	△ 89
中国運輸局	181	41	△ 140
四国運輸局	28	9	△ 19
九州運輸局	167	28	△ 139
沖縄総合事務局	26	0	△ 26
全国	1,208	307	△ 901



2. タクシー「サービス向上」 「安心利用」 推進法について

タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法による制度変更のポイント

特措法

旧

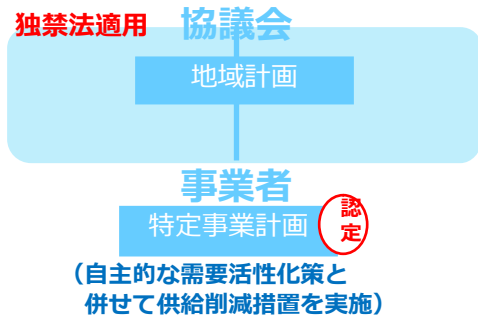
新

- 原則
- ◆ 新規参入：許可制
 - ◆ 増車：届出制
 - ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

- 原則
- ◆ 新規参入：許可制
 - ◆ 増車：届出制
 - ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

特定地域（大臣指定）

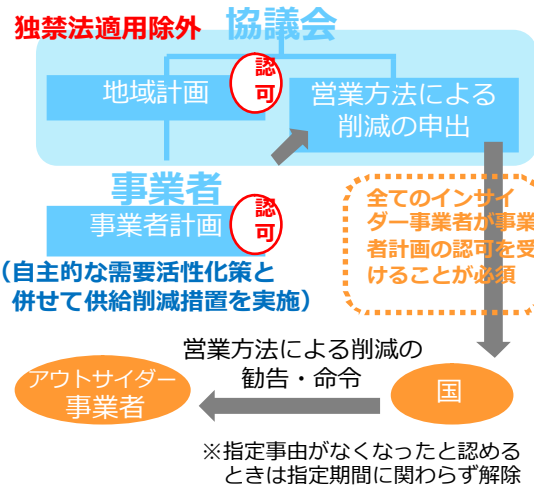
- ◆ 新規参入：許可制 期間3年
- ◆ 増車：認可制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）



※指定事由がなくなると認めるときは指定期間に関わらず解除

特定地域（大臣指定・運審諮問）

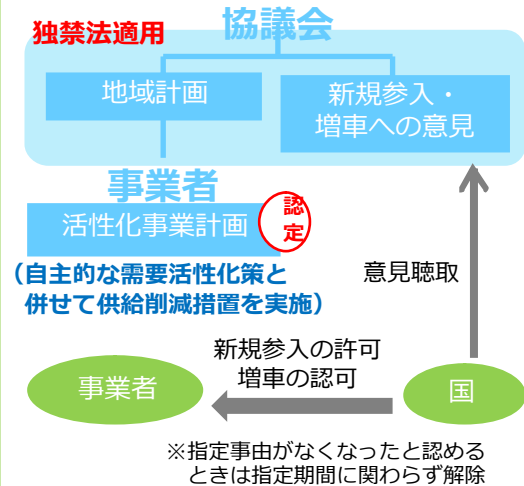
- ◆ 新規参入・増車：禁止 期間3年
- ◆ 強制力ある供給削減措置
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）



※指定事由がなくなると認めるときは指定期間に関わらず解除

準特定地域（大臣指定）

- ◆ 新規参入：許可制 期間3年
- ◆ 増車：認可制
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）



※指定事由がなくなると認めるときは指定期間に関わらず解除

タク特法

全国	指定地域 (政令で指定)	特定指定地域 (政令で指定)
—	登録制 〔講習〕	登録制 〔試験〕

道路運送法

全国	指定地域 (告示で指定)	特定指定地域 (告示で指定)
登録制 〔講習〕	登録制 〔試験〕	登録制 〔試験〕

◆ 過労運転防止措置の義務付け

過労運転の防止に関する規定を省令から法律に引き上げ

◆ 事業者に対する適正化事業の実施

貨物自動車運送事業法と同主旨の規定を整備

特定地域と準特定地域において講じられる措置

特定地域		準特定地域
<p>任意</p> <p>認可制（2/3以上の同意要件あり）</p> <p>特定地域計画</p> <p>必須記載事項 供給輸送力の削減に関する事項</p> <p>任意記載事項 活性化措置に関する事項</p>	<p>協議会設置</p> <p>協議会が作成する地域計画</p>	<p>任意</p> <p>認可・認定なし（1/2以上の同意要件あり）</p> <p>準特定地域計画</p> <p>必須記載事項 活性化事業に関する事項</p>
<p>認可制（実施命令制度あり）</p> <p>事業者計画</p> <p>必須記載事項 供給輸送力の削減に関する事項 活性化措置に関する事項 （特定地域計画において実施主体とされた事業者のみ）</p>	<p>事業者が作成する計画</p>	<p>任意（認定申請可・認定を受けた場合には実施勧告制度あり）</p> <p>活性化事業計画</p> <p>必須記載事項 準特定地域に規定された活性化事業に関する事項</p>
<p>あり</p>	<p>独禁法適用除外</p>	<p>なし</p>
<p>あり</p>	<p>アウトサイダー事業者への営業方法の制限勧告・命令</p>	<p>なし</p>
<p>禁止</p>	<p>新規参入</p>	<p>許可制</p> <p>※供給過剰とならないかどうかの基準を追加</p>
<p>禁止</p>	<p>増車等</p>	<p>届出制→認可制</p> <p>※供給過剰とならないかどうか、収入状況・法令遵守の状況等の基準を追加</p>
<p>あり</p>	<p>公定幅運賃</p>	<p>あり（特定地域と同じ）</p>

協議会ガイドラインのイメージ①（案）

協議会の構成員（案）

協議会の構成員は、次に掲げるものとする（括弧内は例）。

1. ○○都道府県知事・○○市町村長又はそれらの指名する者
2. タクシー事業者等（社団法人○○都道府県タクシー協会、○○株式会社）
3. 労働組合等（○○労働組合○○都道府県支部）
4. 地域住民の代表（○○自治会長又は○○商工会長）
5. 鉄道事業者、バス事業者等（○○株式会社）
6. 学識経験者（○○大学教授○○）
7. ○○都道府県労働局又は○○労働基準監督署
8. ○○都道府県公安委員会
9. （その他協議会が必要と認める者を列記）

特定地域計画に記載する供給削減パターン例（案）

地域毎の実情に応じ、以下のいずれかのパターンを参考として、協議会の合意により柔軟に定めることができる。

	大手事業者	中小事業者	個人事業者
パターン1	最低保有車両数以上の事業者 X%減車		最低保有車両数以下の事業者・個人事業者 X%又はY%相当の営業方法の制限
パターン2		全ての事業者 一律X%相当の営業方法の制限	
パターン3	○○○両以上の事業者 X%減車	○○両以上の事業者 Y%減車	最低保有車両数以下の事業者・個人事業者 X%又はZ%相当の営業方法の制限
パターン4	○○○両以上の事業者 X%減車	○○両以上の事業者 ○両の減車＋ Y%営業方法の制限	最低保有車両数以下の事業者・個人事業者 X%又はZ%相当の営業方法の制限

注) 上記をベースとして現行特措法時の減車実績に応じ、減車又は営業方法の制限に係る割合を引き下げることができる。

等

協議会ガイドラインのイメージ②（案）

特定地域計画に関する合意の方法（案）

特定地域計画に関する合意の方法は、次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

構

1. 関係地方公共団体の長が全て合意していること。
2. 計画の作成に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の 2 / 3 以上 であること。
3. 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。
4. その他協議会の構成員が種別ごとに 2 / 3 以上 が合意していること。
5. 構成員のうち計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

成

員

大
手
事
業
者

- 計画の作成に合意した大規模タクシー事業者（保有車両台数〇〇両以上）が 特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計 が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の 過半数以上 であること。

中
小
事
業
者

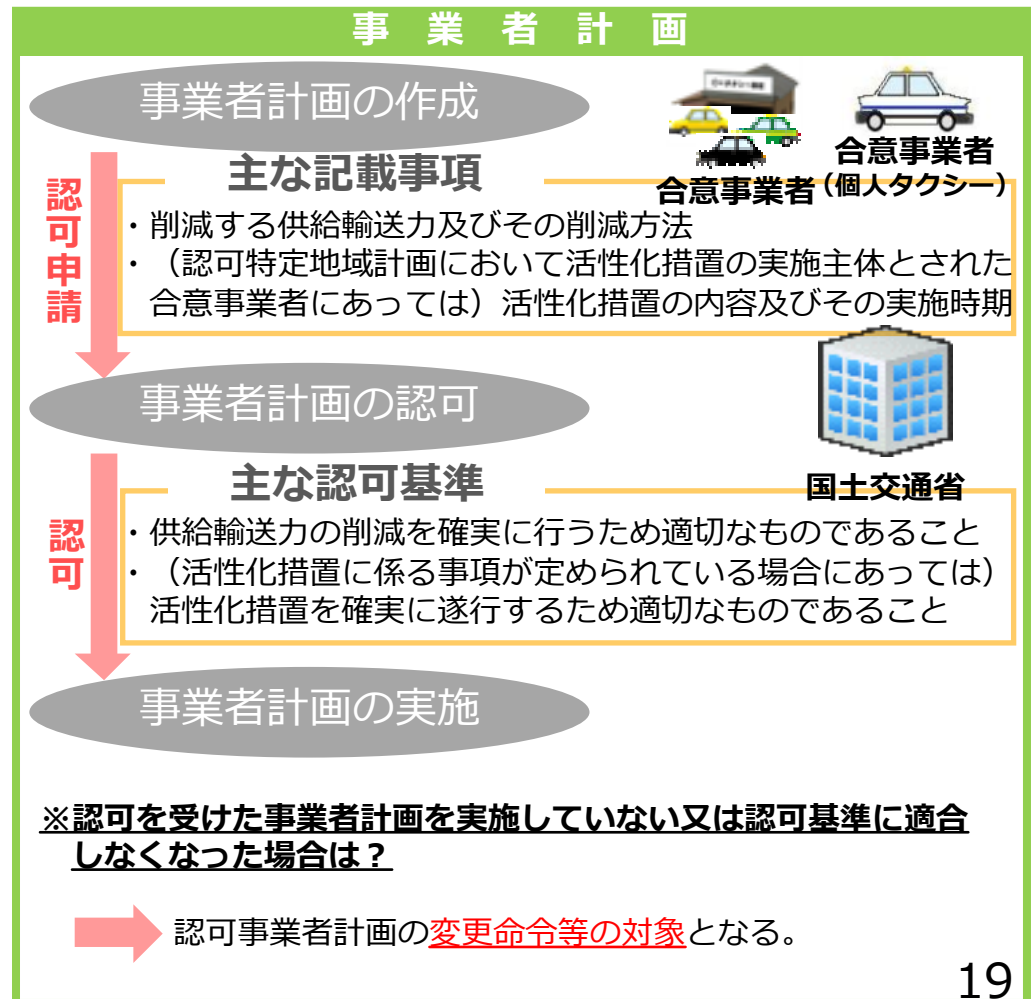
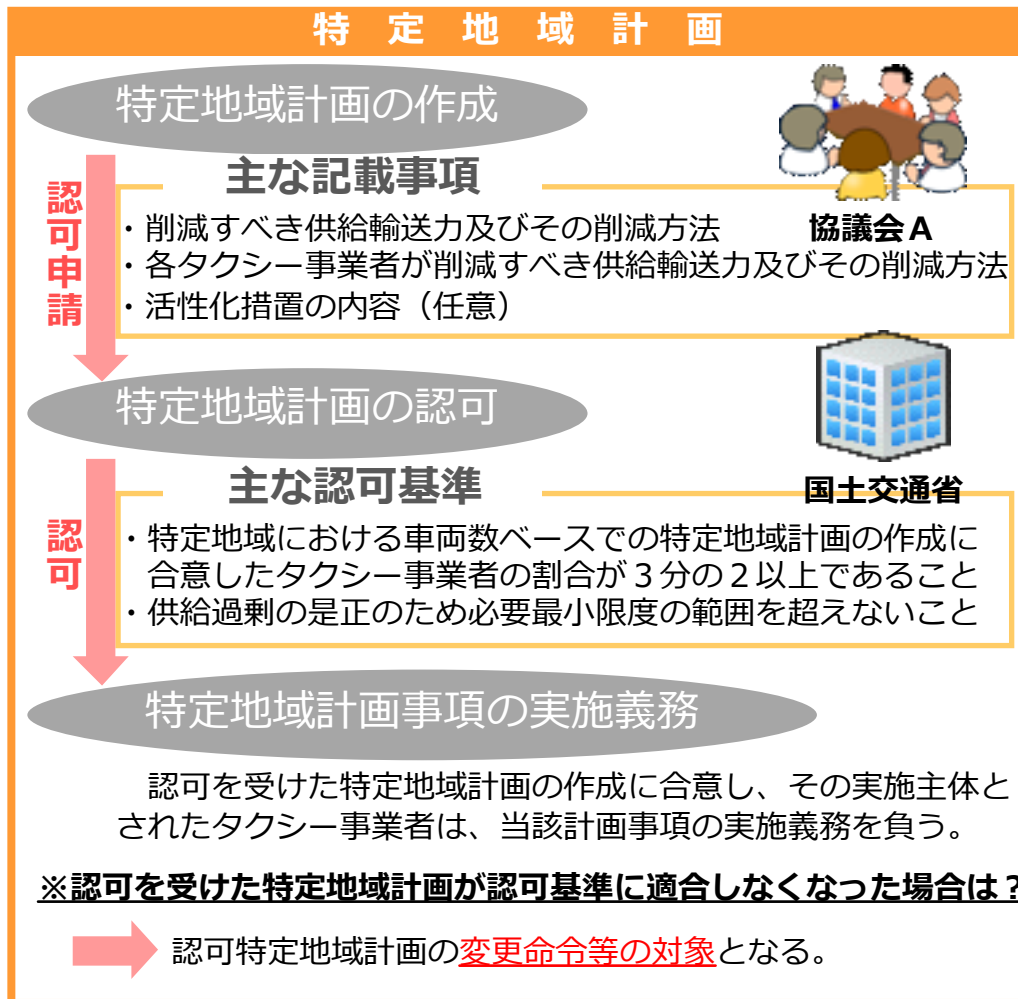
- 計画の作成に合意した中小規模タクシー事業者（保有車両台数〇〇両以下）が 特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計 が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の 過半数以上 であること。

個
人
事
業
者

- 計画の作成に合意した個人タクシー事業者が 特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計 が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の 過半数以上 であること。

特定地域計画・事業者計画について

- 供給過剰の解消を図り、タクシー事業の適正化及び活性化を推進するため、**協議会**に対し、当該特定地域において削減すべき供給輸送力及びその方法を定めた「特定地域計画」の作成を義務づけ（特定地域計画には活性化を推進するための「活性化措置」に関する事項を定めることが可能）
- 特定地域計画の作成に合意した事業者**に対し、各合意事業者が削減すべき供給輸送力及びその方法を定めた「事業者計画」の作成を義務づけ
- 国土交通大臣の認可を受けた特定地域計画及び当該計画に基づいてする行為は、**独占禁止法の適用除外**



供給輸送力の削減に関する独占禁止法の適用関係

供給輸送力の削減・・・減車又は営業方法の制限

国土交通大臣
が認可

独禁法の適用除外(※)

認可地域計画に基づき
各事業者が減車等を実施

協議会で協議開始 → 協議会で合意し、
地域計画を作成

認可基準

- ①利用者の利益を不当に害さないこと
- ②不当に差別的でないこと
- ③必要最小限度であること

**※認可地域計画策定に係る協議も
独禁法上問題とならない**

国土交通大臣が
認可申請を却下

**独禁法の適用除外とはならず
独禁法違反のおそれ**

各事業者が相談して
減車等を実施

営業方法の制限による供給輸送力の削減勧告・命令について

勧告が発動される場合

形式要件

- ◆ 認可特定地域計画に合意した全ての事業者が事業者計画の認可を受けた場合
- ◆ 認可特定地域計画を作成した協議会から申出があったとき

実質要件

- ◆ 認可特定地域計画に合意した事業者以外の事業者の事業活動により、一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進が阻害されている事態が存する場合
- ◆ このような事態を放置しては一般乗用旅客自動車運送事業の健全な経営を維持し、輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することに支障が生ずると認めるとき

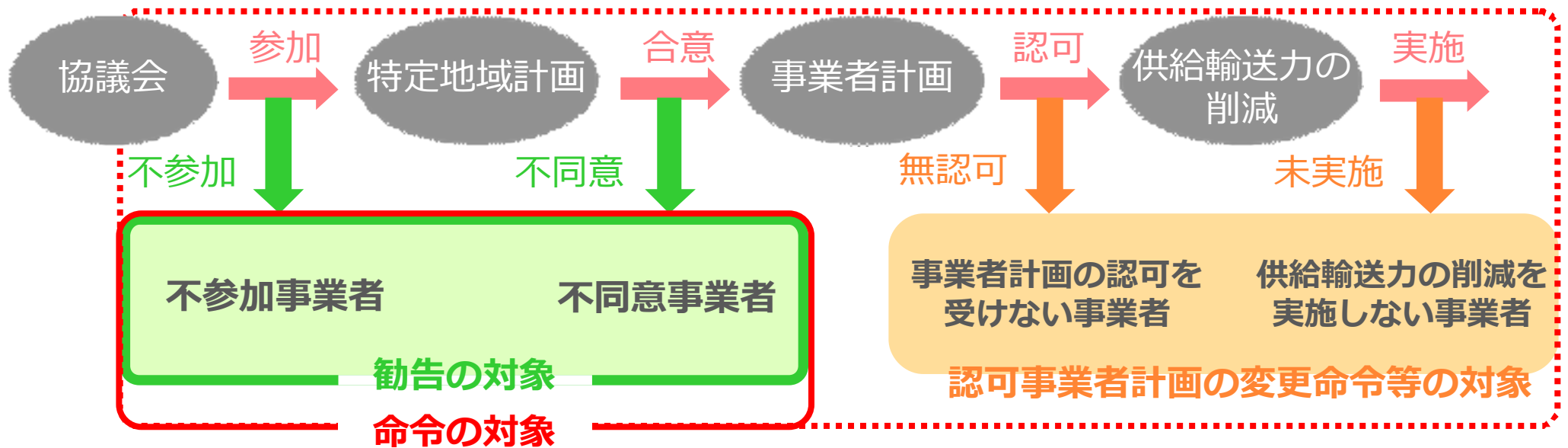
命令が発動される場合

形式要件

- ◆ 認可特定地域計画に合意した全ての事業者が事業者計画の認可を受けた場合
- ◆ 認可特定地域計画を作成した協議会から申出があったとき

実質要件

- ◆ 次のいずれかに該当する事態が存する場合
 - ① 認可特定地域計画に合意した事業者以外の者の事業活動により一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進が阻害されていること
 - ② 認可特定地域計画に合意した事業者のみの供給輸送力の削減では、一般乗用旅客自動車運送事業の適正化を推進できないこと
- ◆ このような事態を放置しては一般乗用旅客自動車運送事業の健全な経営を維持し、輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能の発揮に著しい支障が生ずると認めるとき



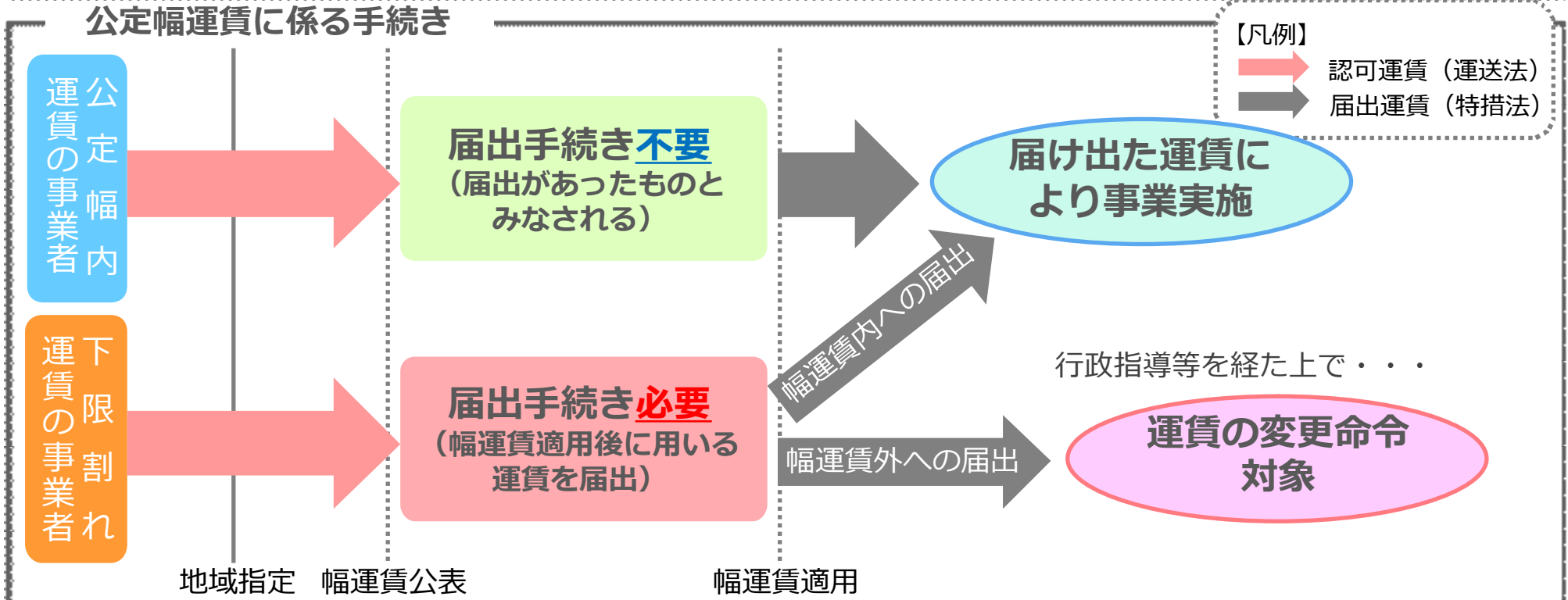
公定幅運賃制度について

- ・割引・割増運賃、定額運賃、ハイヤー運賃は公定幅運賃制度の対象外。
- ・「公定幅運賃」の範囲は、地方運輸局長が、標準的な事業者のデータを基に算出し公表。
- ・「公定幅運賃」の範囲外である届出運賃は変更命令の対象。
- ・公定幅運賃制度の対象外となる運賃の認可に際しては、公定幅運賃制度との整合性を審査。

公定幅運賃の対象

基本運賃を適用対象とし、①割引運賃、②割増運賃、③定額運賃、④旅客の運送の引受けが営業所のみにおいて行われる一般乗用旅客自動車運送事業（ハイヤー）に係る旅客の運賃は公定幅運賃の設定対象外とする。

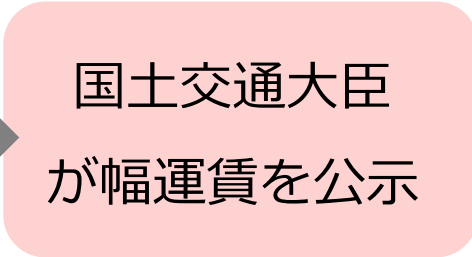
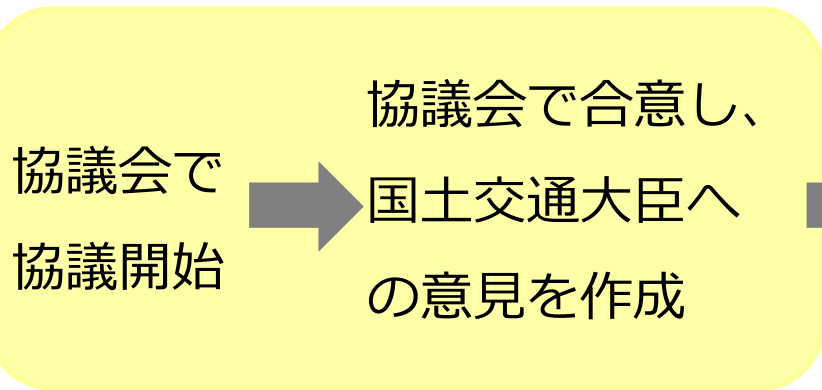
公定幅運賃に係る手続き



公定幅外運賃の取扱い

- 公定幅運賃の対象外となったものについては、道路運送法の規定による個別認可の対象。
- 上記認可に際しては、公定幅運賃制度の趣旨を没却しない運賃であるかどうか、審査。

運賃に関する独占禁止法の適用関係



独禁法の問題とならない
個々の事業者が個別に運賃を決定・届出

公示した幅運賃
2キロ
680円～710円

公定幅運賃に関する国土交通大臣への意見を取りまとめるための協議自体は独禁法の問題とはならない

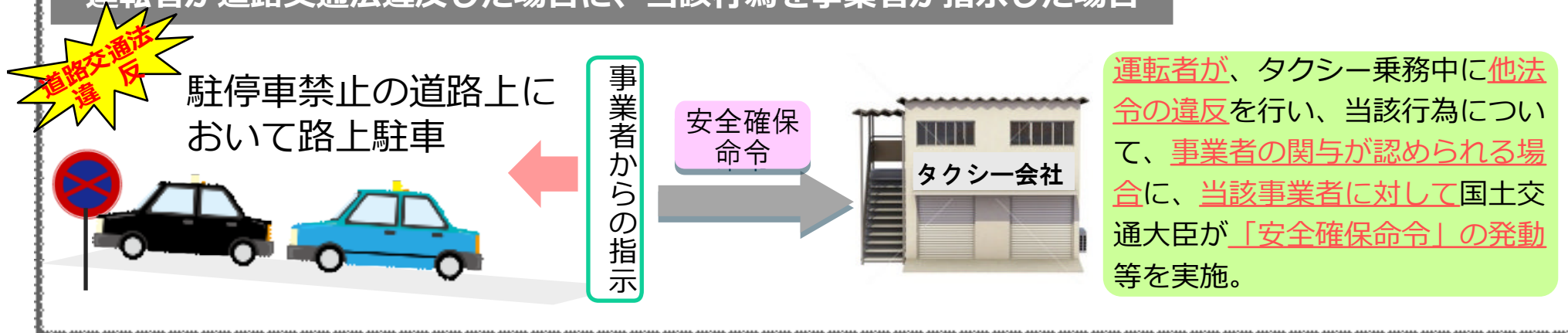
独禁法の適用除外とはならず独禁法違反のおそれ
届け出る運賃について事業者間で相談
(例) 事業者同士で680円にしようと合意

その他改正事項について

- ・ 運転者が他法令に違反した場合において、当該違反行為がタクシー事業者の責に帰すべき理由があるときは、安全確保命令を発動。
- ・ 特措法に基づく供給輸送力の削減対象から、福祉タクシー及び都市型ハイヤーを除外。

輸送の安全を確保するための措置等

運転者が道路交通法違反した場合に、当該行為を事業者が指示した場合



都市型ハイヤー等について供給輸送力の削減対象からの除外

特措法に基づく供給輸送力の対象

特措法に基づく供給輸送力の対象から次の事業及び車両を除外。

- ① 福祉タクシーを使用して行う一般乗用旅客自動車運送事業及び専ら障害者等及びその付添人の運送の用に供する車両
- ② ハイヤーを使用して行う一般乗用旅客自動車運送事業のうち、契約形態等に照らしてタクシー事業と著しく異なる形態で行われるもの（都市型ハイヤー）及び専ら当該事業の用に供する車両

タクシー業務適正化特別措置法の改正について

平成27年10月1日施行

- ・タクシーの運転者登録制度を全国に拡大する。
- ・指定地域における登録は、一定の経歴又は輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験の合格を要件とし、指定地域以外の地域では、講習の受講のみで登録できることとする。

タクシー運転者登録制度の全国拡大

法人タクシーに対し、各地域ごとに設けられた原簿に登録を受けている者（登録運転者）以外の乗務禁止や登録タクシー運転者証の表示を義務づけるタクシー運転者登録制度を全国全ての地域において実施し、個人タクシーに対しては、個人タクシー事業者乗務証の表示を全国全ての地域において義務付け。

現在のタクシー運転者登録制度の対象（指定地域）

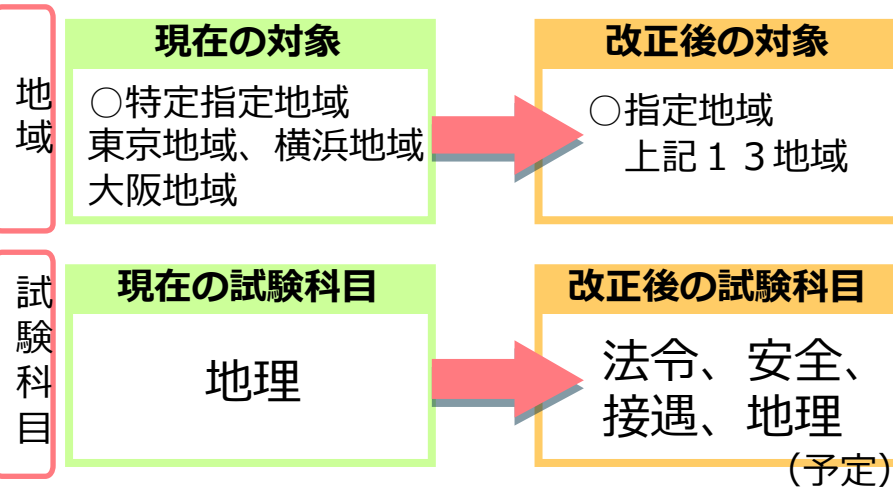
札幌地域、仙台地域、さいたま地域、千葉地域、東京地域、横浜地域、名古屋地域、京都地域、大阪地域、神戸地域、広島地域、北九州地域、福岡地域の13地域のみ

改正後においては…

全国において
実施

試験制度の見直し

試験制度について、試験を実施する地域及び試験科目を以下のとおり拡充する。



地域別の規制の適用

	運転者登録	講習	試験 運転経歴	適正化 機関	乗禁地区 指定
特定指定地域	○	○	○	○	○
指定地域	○	○	○ ✕	✕	✕
単位地域	○ ✕	○ ✕	✕	✕	✕

…今回の法改正に伴い、新たな対応が必要な箇所

道路運送法の改正について

- ・ 運転者の過労運転防止のために、事業者に対して必要な措置を講ずることを法律上明確化。
- ・ 旅客自動車運送適正化事業を創設し、民間団体等による事業者への法令遵守に関する指導等を実施。

運転者の過労運転防止の明確化

輸送の安全確保のために運転者の過労運転防止は極めて重要であることから、事業者が必要な措置を講ずることを明記。

旅客自動車運送適正化事業の創設

違法行為を防止するため、民間団体等による事業者への指導等を行う事業

- ・ 道路運送法第43条の2により、旅客自動車運送に関する秩序の確立に資することを目的とした一般社団法人又は一般財団法人を「旅客自動車運送適正化事業実施機関」に指定

民間団体等の
自主的な活動

輸送の安全阻害行為の防止、法令遵守に関する指導等を通じ、旅客自動車運送に関する秩序の確立を図る

国土交通省地方運輸局・運輸支局

- (道路運送法第94条ほか)
- 事業者に対する報告聴取
 - 事業者に対する立入検査・質問聴取
 - 法令違反を行った事業者に対する行政処分・改善指導

監査担当職員：342名（平成25年度）

適正化事業実施機関

- (道路運送法第43条の3)
- 法令遵守に関する事業者への指導
 - 無許可営業防止のための啓発活動
 - 事業の秩序確立に向けた啓発・広報活動
 - 旅客からの苦情の処理
 - 行政機関への報告

指定

連携

協力

需要拡大に向けた取組について

衆

議

院

1. 一般乗用旅客自動車運送事業が地域の公共交通機関として重要な役割を担っていることを関係者は認識し、高齢者、妊婦、障害者、訪日外国人等の幅広いニーズに的確に応えるとともに、創意工夫を凝らしてサービスの高度化や高質化に積極的に取り組むことにより、需要の拡大を図ること。

参

議

院

1. 一般乗用旅客自動車運送事業が地域の公共交通機関として重要な役割を担っていることを関係者は認識し、運転者登録制度の拡充や旅客自動車運送事業適正化事業実施機関制度の導入等が行われることを踏まえ、引き続き運行の安全を徹底するとともに、サービスの高度化や高質化に積極的に取り組むことを通じてサービス面での競争を活発に行い、利用者利便の一層の向上が図られるようにすること。

独占禁止法の適用除外について

衆

議

院

8. 国土交通省は、公正取引委員会の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律についての見解に基づき、改正後の特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく行為として、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律上何が問題とならないとされるのか、また、何が問題となるのかについて明確になるよう、文書により周知を図ること。

参

議

院

6. 国土交通省は、公正取引委員会の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律についての見解に基づき、改正後の特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく行為として、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律上何が問題とならないとされるのか、また、何が問題となるのかについて明確になるよう、文書により周知を図ること。

附帯決議について③

給与体系の見直し・過労運転の防止について

衆

12. 国土交通省及び厚生労働省は、累進歩合制の廃止について改善指導に努めること。また、労使双方に対し、本法の趣旨を踏まえた真摯な対応を行うよう促すとともに、取組状況を把握し助言等必要な支援を行うこと。

議

13. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、歩合給と固定給のバランスの取れた給与体系の再構築、累進歩合制の廃止、事業に要する経費を運転者に負担させる慣行の見直し等賃金制度等の改善等に努めるとともに、運行の安全を確保し、拘束時間外に運転代行業務に従事すること等により安全な運転をすることができない運転者を乗務させることがないよう万全を期すること。

院

参

8. 国土交通省は、累進歩合制の廃止について改善指導に努めること。また、労使双方に対し、本法の趣旨を踏まえた真摯な対応を行うよう促すとともに、取組状況を把握し助言等必要な支援を行うこと。

議

9. 一般乗用旅客自動車運送事業者が、歩合給と固定給のバランスの取れた給与体系の再構築、累進歩合制の廃止、事業に要する経費を運転者に負担させる慣行の見直し、過度な遠距離割引運賃の是正等賃金制度等の改善等に努めるとともに、運行の安全を確保し、拘束時間外に運転代行業務に従事すること等により安全な運転をすることができない運転者を乗務させることがないよう万全を期すること。

院

12. 本法の趣旨を踏まえ、タクシーの供給過剰対策、運転者の健康を守る観点等からの過労運転防止対策などの推進を図るため、関係省庁連携の下、監査指導体制の充実強化に努めること。

タクシー事業の活性化に向けた取り組み

現在、各特定地域毎に1つずつ活性化の事例報告を求めており、全国で情報の共有を図っていく予定。

専用乗り場の設置

EV・HVタクシー乗り場
 : 東京1カ所、大阪3カ所
 優良タクシー乗り場
 : 東京11カ所
 プレミアムタクシー乗り場
 : 福岡2カ所

(優良タクシー乗り場)



UDタクシーの導入促進

公共交通機関における高齢者・障害者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進

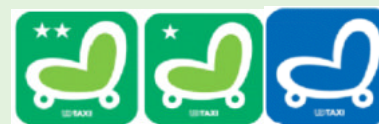
【UDタクシー認定制度】

より良いUDタクシーの構造を標準仕様化
 標準仕様を満足する車両を国が認定

【認定車両(日産NV200バネットタクシー)の
 導入状況】(全タク連調べ)
 平成25年3月31日現在 268社451両



«UDタクシーマーク»



※導入補助、税制優遇措置あり

子育て支援タクシー

全国子育てタクシー協会
 (23都道府県97社)



(チャイルドシートを設置して送迎をおこなう子育てタクシードライバー)

- 地域の企業や団体、行政を巻き込んだサービスを展開
- 家庭ごとのニーズにこたえるべくドライバーの養成を実施

スマートフォン配車

日本交通グループ他
 44都道府県
 全98グループ



東京無線
 協同組合
 1都

第一交通産業
 グループ
 12都道府県



等

観光への取り組み

札幌、東京、長野
 等で認定を受けた
 ドライバーによる
 観光タクシーを
 実施



うどんタクシー(香川)、ラーメンタクシー(和歌山、福岡)といった地域の特産を活かした取り組みを実施



宮城県では認定を受けたドライバーによる震災語り部タクシーを実施



定額運賃の設定

全国の空港定額運賃
 導入事業者数

21年度 562者
 ↓
 24年度 1,243者